

# フランスの政治世界における女性の位置

— パリテ法の形成過程と現状を問う —

アンヌ・ゴノン

始めに：フランス共和国における女性の不在

I・候補者同数法 — パリテという言葉の出現から法律の公布までの10年間の歩み（1989年—1999年）

II・議論の対象となった概念の定義

III・議論の筋

終わりに：これからの問題提起

## 始めに：フランス共和国における女性の不在

ヨーロッパの諸国において女性の社会的な位置を比較してみれば、フランスの女性は職業の面でも家族に関係の面でも一応自分の社会的な位置を確立することができたと考えられるが、ただ政治上の面では、フランスの女性は他の国と比べて、弱い位置を占めていることがわかる。1997年の議員の統計を参題すると、次のような不思議な数字がでてくる。国会議員中女性の占める割合はスウェーデンにおいて40%、ドイツにおいて26%、スイスにおいて25%であるのに対してフランスにおいては、女性議員数は全国国会議員の10%であり、市町村の議員の88%は男性であった。また県議員の100%は男性であった。もっとも開かれていると思われている大学の世界においても教授の83%は男性である。フランスにおけるフェミニスト運動の歴史はあまり他の国々と差異が見られないのに、なぜ政界においてだけ女性の進出が拒否されているか、研究者はその理由を問い、原因を探っている。フェミニスト運動が選んだ道また、女性に対する政治制度の保守的な志向などの複雑な要素を明かすことができるが、もっとも根本的な原因はフランス共和国を築いた原理にあるのではないかと考えられる。フランス革命におけるフェミニスト的な考えそのものは問題にならなかった。しかし、革命の時代は個人の自由の発生、理性への言及、旧政権の破壊およびその社会秩序の乱れの中で個人が成長し、それぞれの能力も展開できそうな時期であった。女性もその動きの中で取り込まれた：女性たちは議論する女性的なクラブを作ったり、

市民の前で発言したり、パンのための反乱を起こしたりしてよく革命を支持し、主権を有する人民として行動した。オランプ・ド・グジューはその一人であった。1789年に「人権宣言」は公布されて、第1条に(自由および権利の平等)こう書かれている:「人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ存在する。社会的差別は、共同の利益に基づくのでなければ、設けることができない」。啓蒙の哲学者のコンドルセは女性に人民権や私権を与えなければならない、また、女性に十分な教育・初等教育だけではなく、中等教育も一を与えなければならないと主張した。しかし、革命家が「人」を男として暗黙の内に理解していた、つまり直接に女性のことを取り扱わないことを見て、オランプ・ド・グジューは「人権宣言」に倣って「女および女子人民権の宣言」を出版した<sup>1</sup>。1789年から1792年まで結婚にかんする法(市民契約になったこと)、離婚法(夫婦のお互いの同意によって決まること)、私権の面では女性にとっては進歩的な法律が次々と公布された。それなのに、1793年に女性は人民権を認められず革命の時代がおわってしまった。参政権を獲得できなかった女性はそれ以来19世紀を経て起きた革命運動の一つの引力となった。19世紀から革命が次々と起きた——1830年、1848年、1870年——、それをきっかけに女性は人民権を要求し続けた。しかし、結局彼女たちが参政権を得たのはようやく1944年であった。選挙権を得てから女性は70年代の初めごろまであまり政治に関心を見せなくて、フェミニスト運動も政治のことを無視し、社会的・経済的な不平等をなくすことを目指して戦ったのである。その後、政治や選挙に対して女性の態度・行動が急スピードで変わり始めたのに、政界における女性の位置は男性程にはならなかった。

1998年に新しい首相が社会党から任命されて以来、意識的に内閣における女性の人数を急に増やそうとした。現在何人かの女性は大事な省・法務省などの大臣のポストを占めている。少しずつ政治の政界における男性の優位が後退しつつあるが、その歴史の長い不均衡を訂正するために、2000年に新しい法律が公布された。その法律はパリテ法という名前でも知られている。パリテ(parité)という概念の意味を説明する前に、まず簡単な定義だけを紹介する。パリテというのは数学的な意味で、男性の数と女性の数は同数になる、すなわち平等に達するには男女同数が必要であることを意味する。そのような法律は世界で初めて作られ、しかもそれを設置するために、フランス人はみんなその問題に関心を持ち、協力するようになった。最近(新しいユーロの通貨を使い始めた以外に)フランスの歴史の中で、唯一の出来事としてその公布は評価された。パリテに関する議論やその議論に参加した人々の人数とその位置、議論の中身、その自由と高質、世論の支持、法律を作る政治的な過程の異常さ——(憲法の改正)などの全てを分析すると、やはりフランスにはそ

---

1 過激派の革命家によって彼女は1793年に処刑された。

の時に公共性の働きが見られたと判断できると私は思っている。

その法律が公布され、2001年の市町村議会選挙に初めて施行されたが、確かに効果的だと考えられた。しかし歴史はまだ浅いし、その後の選挙においてその法の施行は期待していた程いい結果をもたらさなかった。実は、フランスの選挙人の意識行動はこれから変わっていくと思うが、それは時間がかかるに違いないだろう。この論文において私はその法律の背景およびその中身を紹介すると同時に、終点としてではなく、出発点としてその新しい法律の構成過程がどのような新しい課題を提起したのか、フランス社会にどのような影響をもたらすだろうと思うか、それも明らかにすることを目指す。最後に、3年間に行われた選挙においてその法律が政界における女性の位置に関する結果をどのように評価すればよいかと言うことも考えてみたい。

## I・候補者同数法 ― パリテという言葉の出現から法律の公布までの10年間の歩み（1989年－1999年）

フランスのフェミニスト運動の歴史とEUの構成の歴史の両方を絡めて考えないと、そのパリテの歴史を理解できないと思っている。もしパリテというのが言葉として1992年に初めて使われたとしても、男女同数という概念はもっと長い歴史を持っている。選挙権は女性に1944年に与えられたが、女性に関する研究は1884年にあるフェミニストのウベルティヌ・オークレルー氏が『女性のための選挙プログラム』の中でもうすでに書いた。「会議において同数の男女が必要です」。19世紀と20世紀中にフェミニスト運動はたびたびその考えを主張した。しかし選挙権を受けてから女性は70年代ごろまであまり政治に関心を示さなくて、フェミニスト運動も政治のことを無視し、社会的・経済的な不平等に目を向けて活動した。その傾向は大学への女性進学、就業率が進んできたこと、宗教から離れたことなどのいろいろな理由のために変わり始め、女性は投票に男性と同じぐらい多く参加するようになったが、男性よりも保守的な選択が特徴であった。そして、社会党出身の大統領が初めて選ばれた80年代から女性は男性よりも左派に投票するようになった。もう一方、1978年に社会党のフランスの女性がEUの選挙に男性の数と女性の数の同じ候補者のリストを提出したが、落選した。EUが組織する中、フランスに認められなかったことをEUで実現しようという刺激があったかどうか単なる推測であるが、とにかく次の大事な刺激、改革的な働きはEUから確かに来たのである：それは1989年にストラスブールで「同数の民主主義」という題でゼミナーが開かれ、20カ国の代表者が民主主義と女性の位置に関する議論をしたことである。そこから、次々にEUのレベルでそのような議論の場所が設置された。1992年にアテネで、1996年にローマなどであった。フランスの社会に拍車をかけたのは1992年の会議であった。その会議は「権力の座に女性を」の第一のサミットであり、

初めてパリテの考えが表現され、権力の座に女性を任命するには強制の可能性も考えた声明も正式に出された。

フランスのフェミニストの世界がそこから動きはじめたし、そのパリテを主張したいと思った新しいグループも組織された。次の年に既成のグループと新しい協会は「パリテのために女性闘争」というネットワークを作り、いろいろな活動を行った、すなわち円卓会議、結果として知識人の世界、芸術家の世界などから男性も女性も577人の有名な人が自分の関心を表現する声明書をル・モンドの新聞紙上に発表した。その後、1996年から国立高等社会科学研究院でパリテについてのゼミナーが開催されたり、シンポジウムを開いたりしていろいろなレベルでパリテという新しい概念について考える場所、空間が作られた。その背景には、政党、左派党はあまり女性問題を深刻に考えていなかったが<sup>2</sup>、1996年に200万人の女性を集めるあるネットは政党内にも女性の数を増やすようという署名集めを行い、政党に請願書を提出した。すでに1995年の大統領選挙をきっかけにして女性協会「パリテ」の代表者が選挙の候補者に質問表を送って、政治における女性の位置に関してそれぞれの意見を詳しく聴いた。結果として、パリテを観察する内閣の組織ができ、そこで18人のメンバー（男性7人）が四つの委員会に分かれて政治におけるパリテ、職業におけるパリテ、個人生活におけるパリテと国際におけるパリテの意味というテーマでいろいろな専門家の面接を行ったり議論したりして報告書にそれを纏めて結論を公開した。そのような報告書をもとにして広い範囲でフランス人はパリテのことを知るようになった。

その歩みはパリテという問題が公共的な空間（公共圏）を構成し、その公共圏においてその問題に対する答えを探したという働きを明らかにした。

その後、政治的なレベルで政治における女性の比重という問題に対する答えは1999年にできた。特別国会は憲法の改正を受け入れて、憲法の第3条と第4条に新しい文章を追加するうえで、男女平等を宣言し文章化した<sup>3</sup>。2000年にその新しい項目をもとにしてパリテ法が公布され、2001年にはじめて実施されたのである。

## II・議論の対象となった概念の定義

その新しい法律は日常的にはパリテ法と言われているが、実はパリテという言葉は使われていない。その言葉は実際大変浅い歴史しか持っていない。1989年にEUがストラスブールで聴いたゼミナーの主題「同数の民主主義」には「同数の」、つまり形容詞だけが出て

---

2 例外として1986年ごろからの緑の党や共産党の例をあげる。その二つの政党は1986年ごろからは女性のことについてプログラムを持っていた。

3 第3条：「この法律は選挙の候補者を男女同数にすることを促進する」

第4条：「政党は候補者男女同数法を適用するように貢献する」というふうに変ったのである。

いた。名詞としてはじめてパリテという言葉は1992年に出版された本の題名の中にでた。その題名はこうである：「自由，平等，パリテ——女性市民よ権力へ」。しかしその言葉はすぐには採用されなかった；議論においてパリテと同時に、あるいはパリテに対して別の意見を主張していた論者は quota —— つまり割り当て量，それとも mixité，つまり男女混合などを使っていた。それぞれの言葉の使用は実はそれぞれの論者の観点を表し、その言葉の背景にフェミニスト運動家の立場が隠されている。

まず最も女性にとっても受け入れにくい見方は割り当て量（割り当て分）にある。その概念をこう定義できる：何パーセントまで一定のカテゴリーの代表者を受け入れるという形でその割り当て分を決定する。1975年に一度ある女性の政治家は候補者のリストに男性のパーセントを制限するよう誘ったらしい<sup>4</sup>。また1981年にもう一度そのような割り当て制の話が登場した。

しかし女性たちはそのような制度が女性を物質のように扱うし、また女性の能力が十分ではないと判断して、「最初見習いのように数の少ない女性を政治の世界に入れるのではないか」という強い批判が述べられたし、またフランス憲法院はこの割り当て制が「被選挙者と選挙者ともがカテゴリーによって区別してはならない」という原理に参考にすれば、合憲ではないと判断した<sup>5</sup>。しかも割り当て制によって平等を達せない、ただ「受け入れやすい一種の妥協だ」と女性側は言っていた。

それに対してフェミニスト運動家の中で一部はパリテに対して mixité，つまり男女混合という言葉重視し続けた。その言葉はフェミニスト運動の根本的な立場を表すのである。まず、1950年代それは学校から心理学的な道具として導入された。学校で——同じ場所で男の子と女の子を一緒に暮らせさせて、どういうふうに労働の性別分業ができたか、どう変化するか、どう越えられるか、それを検討するようになった。だんだんその概念は過程のように見られた、すなわち性的な区別の世界から男女が共存する世界へ移るという推移を表すこととして理解するようになった。しかし、混合は絶対平等と同じことを意味しない。「それは単なる性の間の社会的な関係の一つの様態にすぎない」とパリテの主張者は言っていた。

それではパリテとはなんだろうか。割り当て制でもないし、混合制でもない。厳密な定義によれば、パリテという概念は共和国下での選挙によって選ばれたメンバーの機関において女性と男性とが同じ人数で代理されることを意味する。その概念は民主主義とつながっていると考えられるだろう。数字だけを見ると、パリテは平等の一つの方法であり、それ

4 それは85%であった。

5 フランス憲法院—— Conseil Constitutionnel —— は新しく公布された法律が合憲であるかどうか検討している委員会である。



と同時にそれは国家が女性を本当の公民として受け入れなかった政治制度を直すいいチャンスでもあるだろうと思われた。

### Ⅲ・議 論 の 筋

公共圏において行われた討論の論証はどのようなものであったか紹介したいと思う。討論の仕方が激しい中、女性は自分の内面において難しい選択に直面した。ある女性哲学者はこういうふうにもその気持ちを表現した：

「私にとって、男子と女性との間のこの配分概念 [パリテ] は哲学的な根拠のない概念ですが、実践的な面では正しい、つまり有効である」<sup>6</sup>。

この引用から分かっているのはパリテという概念を考える場合、二重のレベルが同時に存在することを意識しなければならない。一つは哲学的な根拠であり、つまりそれは人間性をどう把握するのか、唯一の人間性があるのか、あるいは男・女別その二元的な人間性があるのか、という理論的な問題として考える。もう一つは戦略的な根拠を取り上げ、それで公民たる資格を男性にも女性にも平等に分ち合い、それを行使することである。具体的に言えば、フェミニスト運動家の中でその二つの考え方はハッキリ対立した。

一方、パリテを主張し支持した運動家たちは政権の行使に参加することが大事な意味を持っていると思っている。彼女たちの中で、もうすでに政権に参加している女性にとっても政権に参加したいと思う女性にとっても、その参加は現実的な意味を持っているということである。またパリテを実現するという目標が女性解放の最後の戦いであると、さらにもっと抽象的な原則の面で、考えている女性もいた。

それに反対する女性運動家もいた。彼女たちはこのような闘争に関心を向けず、今まで通りの争いを続けようという立場で議論した。彼女たちのその争いというのは社会を全体として把握する中、フェミニスト運動をやるということである。社会を全体的に把握するというのは社会関係を批判しながら、労働の性別分業を変えることを意味する。なぜなら、その労働の性的分業は男性から制圧において男性中心的に働いているからである。その見方を主張した一部の女性はパリテよりも混合制のほうが社会の全面に社会関係をかえるには適当な様態だと考えていた。

パリテ法の公布までの10年間に、パリテにかんする言い方が変わったが、議論されたテーマは次のようである。第一のテーマは不平等に対して平等をめざすという目標を明らかに

---

6 G. FRAISSE, (2000年)

した。第2のテーマはその平等に達する方法のことであった。ある女性たちは選挙された人々に同数を義務づけをするために法律的な解決でやると、憲法を改正しなければならないと主張したことに対して、ある女性たちは女性をだんだん政治の世界に入り込めるような政策を選ぶ道を重視した。その場合、法律によって突然の変化より習慣をゆっくりかえらせるというやり方もありうるのである。その方法は一種の妥協によるものである。第3のテーマは最も関心を引いているのである。議論されたのはパリティの道徳的、哲学的な原理の面でのある。パリティの考えは3つの問題に関わっている。

まず、パリティの考えは普遍性対差別（区別）的なことの問題を引き起こす。一方、普遍性を主張している見方によれば、公民あるいは市民、また国民たることを性格付けをするには性的な特徴を無視することが必要である。人間というのはいくら諸要素があっても唯一のもので、総ての人間がその人間性をもっている。そに対して差別的なことが人々のそれぞれの独特のアイデンティティを尊重し、そうしながら利益の共同体的なことを作れるということである。また、先のアプローチと少し違うのだが、このような差別的なことを主張するある運動はパリティを普遍性のある原理として把握し、その性の区別というのが独自の人間性全体の一定の前提だと言っている。このような議論のテーマは実はフェミニストにおいてもうすでに存在していた分裂を再活性化させた。つまり、一方、平等を主張しているあるフェミニストは性の区別が女性を制圧する手段でしかないに対して、性の差別的なことを主張する女性に女性の解放が女性の特殊性を認める方法を要求する、とその二つの考え方を述べている。

次の問題は自然対文化に関わっている。性の差別というのは自然的な区別であるのか、それとも社会が構成した差別であるのか、その対立も浮かんできた。前者——自然主義者——は女性的な性格があり、例えば子供を産むことなど男性と違うと考えている。そのため人間性のは二元的概念ということである。しかし自然の観点を述べることは難しい。今まで自然の名で女性が制圧されてきたし、自由、解放よりも自然というのは制圧をもたらしたからである。

第3の問題は普遍性において人間の定義についての議論に関係している。ある一方では人間というのは特徴を持っていて、その特徴によって人間を大きなカテゴリーに結びつけることができる概念である。例えば、女性のカテゴリー、黒人のカテゴリーがある。このような考え方は原理よりも現実を優遇し、特定の国家の形態に従わせるのである。それは米国の自由主義的な国家で、その政権において国家が社会集団との間に利益の均衡を守ろうと保証する役割を果たす。もう一方、人間を人格として見ていて、それぞれの特徴を示しているが、それぞれの特徴が定義に還元できないという考えもある。それで、政治的な場での正当な代理の形態はその特徴を除去して、それぞれの人格においてただ普遍性のあ

る公民（市民，国民）を考えるとということである。このような考え方はフランスの共和国の基礎を築いて，その政権において国家が個別利益を越えて全体の利益を保証する形態である。しかしパリテの支持者は原理に現実を返したし，公民に性の区別を返してしまった。

### 終わりに：これからの問題提起

パリテ法によって選挙の各党候補者を男女同数にすることを義務付けた。対照はこのようである：

- 人口の3,500人以上の市町村で行われる市町村議会選挙
- 地方（知己圏）議会選挙
- 比例代表制での上院議員選挙（元老院）
- 欧州議会選挙
- （小選挙区制）国民議会議員選挙

上院選と欧州議会の名簿には男女を交互に載せなければならない。地方選では名簿上位から6人ずつを区切りとし，それぞれの男女を3人ずつ入れればよい。その分野から外れた選挙は次のようである：

- 人口の3,500人未満の市町村で行われる市町村議会選挙
- 単記投票制での県会議員選挙
- 単記投票制での上院議員選挙

である。

2001年3月の市町村会議院の選挙で初めてパリテ法を実施した結果を検討すると，人口の3,500人以上の自治体において女性は市町村の議員の47%にまで上昇していることがわかった。しかし15,000人以上の人口で市長として当選した女性はまだ少ないし，33人から44人に若干しか増えなかった。また，2002年6月に地方の下院選挙があり，それぞれの政党がリストの50%に女性を入れるということを目指していたが，なかなか達しなかった。その水準に達しない政党は罰された，つまり国家からもらうはずの政党助成金は減らされた。例えば，社会党は候補者の40%だけが女性であった選挙の名簿を作った。結局，地方の下院選挙では，女性議員は577議席の中で62議席（10.7%）から71議席（12.3%），つまり9議席しか増えなかった。総選挙は左派とともに女性の大打撃という結果に終わった。

その失敗の原因を探ってみると，まず，政治的な活動に関わっている女性はそれほど多くないし，また各党の党员の中で女性が多くないから，各党，特に社会党が苦勞したことがわかった。しかし，その問題の背景において，もっと深刻な問題が浮上した：パリテ法が公布されていても依然として政治家の考え方や政治的な習慣は女性の生活に合わない世



界である。

政治の世界における女性の位置について議論した中、男女の平等をめざすと同時に、フェミニニスト的な見方がやっと政治学的な理論に認められはじめたと言う結果も評価しなければならない。そのような認知は男女同数法という実験的なケースに関係して生み出されたが、これからジェンダーそのものを無視できなくなるだろう。

ギリシャ的な社会をモデルとするか、あるいは17世紀に構成され始まった市民社会をモデルにするか、どの考え方にも公共的空間は原則として私の世界、すなわち私的領域から離れて作られていることを前提とする。公共的空間とは、市民社会とかポリスのメンバーが自分の社会や自分のポリスのために自ら進んで共同し、よい社会、よいポリスの形成を目指し、それを可能にするような方法として公共の広場で対話し、批判と理論的議論を自由に行い、政策を決定し、行政を行うという空間である。このように考えられる空間は個人に自己実現を阻まない、いやむしろ個人の自由を認めてその実現を目指す有機体的空間でなければならないと思われる。それができるように、法律的な前提として、すべてのメンバーは同じような権利を持ち、自由に参加し自分の意見を述べるということで、個人もその中に生かされるのである。その点について、女性学の研究は適切な批判を述べているが、実はいままで個人という概念は「男性」を意味していたことを指摘している。つまり、すべてのメンバーは同じようにポリスまたは社会の運営、行政の決定に参加することができるというのは、いままでは男性の世界に限られていたので、現在まではまた今後は、公共的空間をもう一度考え直さなければならないということを研究者たちは明確にしている。

男女同数法を巡った議論から指摘された主な点はその政治の世界における女性の不在およびその自由、憲法における個人の定義の困難のようであるが、もう一つの点は少し触れられたのであるが、これからの大事な課題として挙げられるだろうと思っている。それは公共的空間と私的空間との分離のことである。

フランスにおける議論の内容から平等のことをどう考えたらよいか、難しい問題であることが分かった。まず、男女平等という概念は公民として男性と女性とが同じであり、つまりフランスの共和国と政治を超越する公民の「中性」(男性でもなく女性でもない)というジェンダーとの根本的な結合によるものであることが一つで、もう一つは体や生殖の面では性差が認められる。中性というのは不平等を隠すが、同時にチャンスの平等を表にたてるとフランスの共和国の代表者が主張している。性差別というのは平等を手に入れるには武器であるが、でも差別の基盤になるおそれもある。そのため、平等は差異と同一と一緒に考えなければならぬことである。しかし、パリテ法は、ある程度、中性の重要性を後退させ、それで性別差を政治の政界に導入してしまったと考えられる。

また一方、性別分業、つまり社会的な面でどうであろうか。現代の生活の面では、女性

たちはだんだん私的空間を出て、仕事をもつようになり、その傾向の中に、女性としての役割と母としての役割の対立や、働いている女性がだめとか、そういう道徳的な批判は弱まっているのである。また、国家は家族内まで入り込んできた。児童に関する法律とか、遺産のこととか、などの例が挙げられる。国家と家族との間の、また国家と私的空間との間の流れ、交通はノルマになった。そのような社会的な面でのパリテの傾向は続いていくなら、私の世界と公共の世界を先に述べた背景において男性と女性との分業を私的レベルで考える時期になったのではないか。では、どういう風にそれぞれの空間、またその空間との間の交通を考えたらいいか、それは今後のもう一つの課題だろう。OKINのようなアメリカ人の研究者は私的な空間を先に民主化しないかぎり、公共の空間が民主化できないと思っているそうである。つまり、パリテ法は実施されたことによって政界に女性の存在を意識的にはっきり感じるようになり始まったのであるが、総選挙の結果が明らかにしたように、量的な政策を決めるだけでは政界において女性の位置はそれほど変わらないだろう。必要なのは質的な変化である。その質的な変化は深いところで共和国の原理に関わり、またその共和国の根柢の変化につながっているので、これからの女性の戦いにならなければならない。

参考文献：

- 植野妙実子「フランスにおける男女平等——3つの自立をめざして——」, 女性空間 8, 1991年。  
植野妙実子「ヨーロッパの法統治とフランスの女性政策(1)(2)」, 時法1536, 1538, 1996年-1997年。  
植野妙実子「フランスにおける男女平等政策の推進」女性学 5, 1998年。  
鳴子博子「小特集・パリテって何? 今, フランスで起こっていること」, 『ジェンダーをめぐるブックガイド——中央評論』, 24, 2002年秋, 中央大学, 66-74。  
高橋聡「活字メディアを通じてパリテを知る」, 『ジェンダーをめぐるブックガイド——中央評論』, 24, 2002年秋, 中央大学, 75-85。  
ジョルジュ・デュビイ, ミシェル・ペロー編『女の歴史』藤原書店, 全7巻, 1994年-2001年。  
Nancy FRASER, Rethinking the Public Space: a contribution to the Critique of Actually Existing Democracy, in Craig CALHOUM (ed.), *Habermas and the Public Sphere*, Cambridge, MIT Press, 1992, pp. 109-143.  
Susan Moller OKIN, «le genre, le public et le privé», in *Genre et politique — débats et perspectives*, Paris, Gallimard/Folio essais, 2000.  
Geneviève FRAISSE, *Les deux gouvernements: la famille et la cité*, Paris, Gallimard/Folio essais, 2000.  
*La parité dans la politique — rapport de la commission pour la parité entre les femmes et les hommes dans la vie politique*, La Documentation française, 1999.